平成２４年（フ）第１６２号
北海道登別市美園町６丁目27番地１、前住所北海道苫小牧市拓勇東町１丁目８番地の７タイム206号
債務者　橋本　光司
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
群馬県邑楽郡大泉町仙石１丁目３番12―203号　グランエスポワールＶ
債務者　金子　美恵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１９４号
群馬県太田市中根町589番地３　シンフォニーＡ―204号
債務者　浦部　絵美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６６４号
神奈川県小田原市久野615番地　グレイスコート301
債務者　山本　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６７号
神奈川県厚木市上荻野241番地１　フォーマーレジデンス201、旧住所神奈川県厚木市上荻野134番地１　旭コーポ２―Ａ
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７４号
神奈川県小田原市鴨宮587番地の５　コーポラス587―203号
債務者　諏訪　紀之
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９０号
新潟市西蒲区葉萱場121番地６
債務者　玉木　直人
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９３号
新潟市北区松浜１丁目15番地４
債務者　小熊　眞澄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０４号
新潟市西区五十嵐東１丁目４番20号　ホワイトマルサン３―103号
債務者　関根　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１６号
新潟市西区山田2861番地10　ニューあいちゃん203号
債務者　野口　幸雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
岐阜県土岐市駄知町1797番地の133
債務者　吉田多香美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２８号
岐阜県中津川市付知町895番地１の２
債務者　伊藤　学久
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３０号
岐阜県中津川市手賀野169番地の２　中津川宿舎１号棟105号
債務者　渡邊　眞澄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３７０号
愛知県一宮市八幡５丁目１番87―403号　県営一宮八幡住宅
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５６０号
大阪府泉南郡熊取町久保１丁目５番16号―203、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西１丁目９番３号
債務者　松崎　重丈
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
大阪府泉大津市千原町２丁目６番31号
債務者　岡原　秀之
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
大阪府和泉市和気町３丁目13番17―101号
債務者　濱野淳こと　仲谷　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係